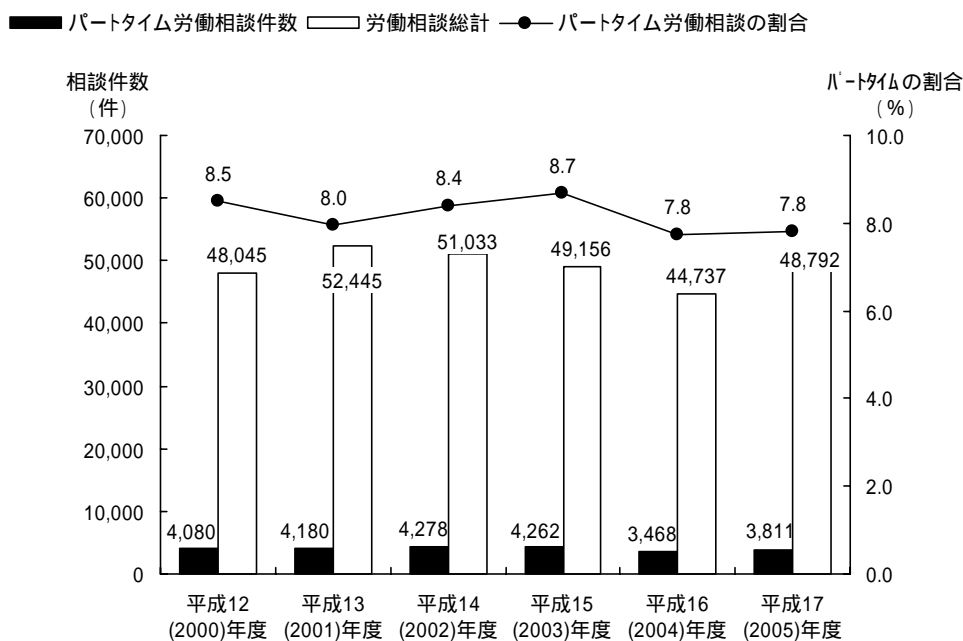


- 2 パートタイム・派遣労働者の雇用環境整備

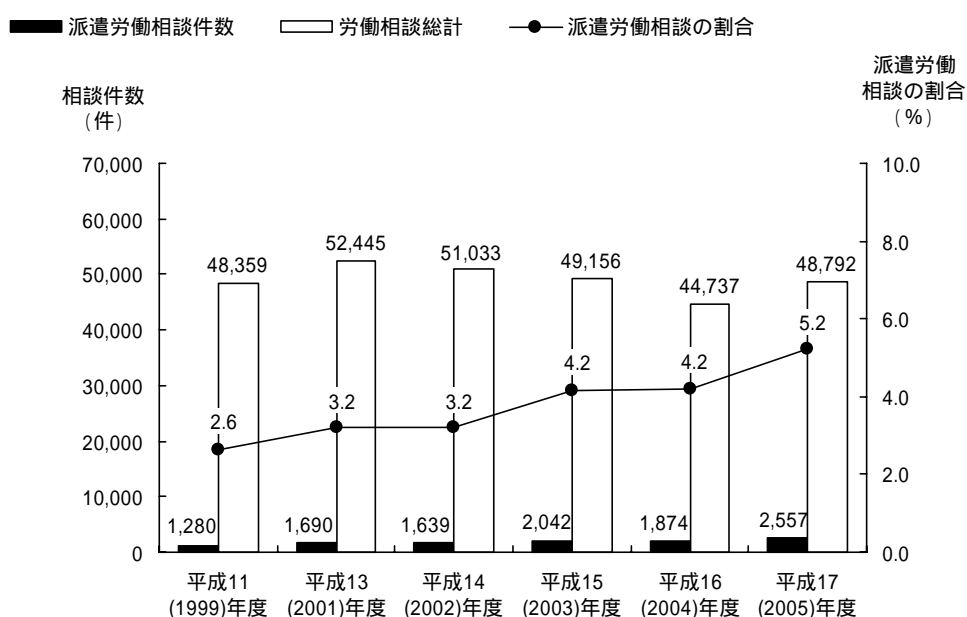
1 パートタイム・派遣労働に関する労働相談

平成 17 年度の労働相談全体のうち、パートタイム労働相談の割合は 7.8%、派遣労働相談の割合は 5.2%となっており、派遣労働相談の割合は増加傾向にある。

図表 - 2 - 1 パートタイム・派遣労働に関する労働相談件数（都）
 <パートタイム労働相談件数の推移>



<派遣労働相談件数の推移>



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」平成 17 年度

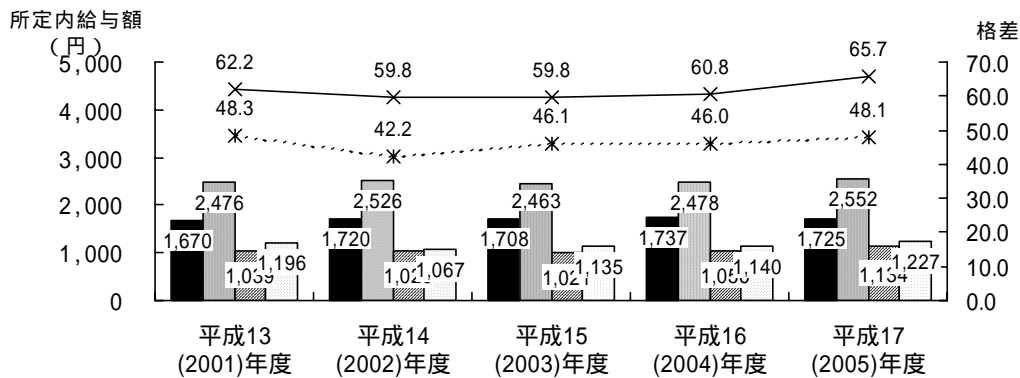
2 短時間労働者（パートタイム労働者）・派遣労働者に関する賃金の推移

一般労働者と短時間労働者（パートタイム労働者）の所定内給与額の格差は、全国より都の方が大きい。また、男女それぞれの格差を比較すると、都・全国ともに男性の方が、女性より格差が大きくなっている。

図表 - 2 - 2 一般労働者・短時間労働者の1時間当たり所定内給与額の推移（都・全国）

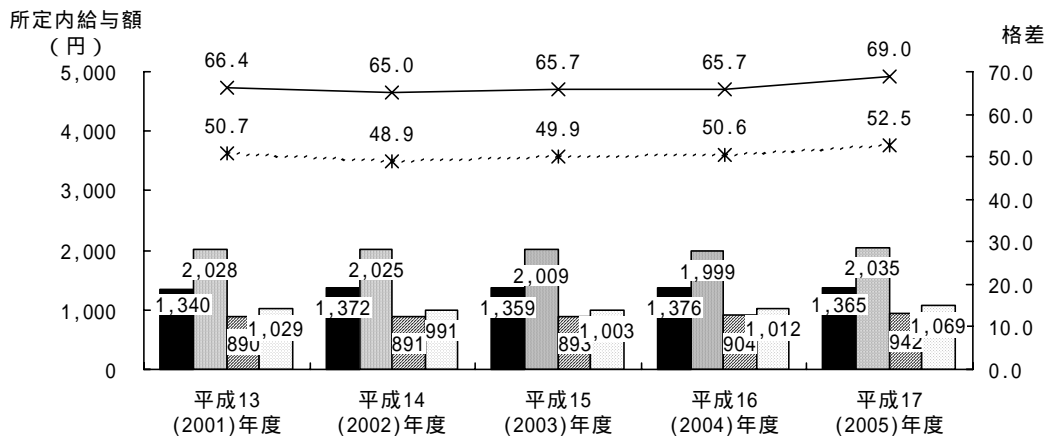
< 都 >

女性一般労働者 男性一般労働者
 女性短時間労働者 男性短時間労働者
 × * * 女性短時間労働者格差（女性一般=100） 男性短時間労働者格差（男性一般=100）



< 全国 >

女性一般労働者 男性一般労働者
 女性短時間労働者 男性短時間労働者
 × * * 女性短時間労働者格差（女性一般=100） 男性短時間労働者格差（男性一般=100）



注1：一般労働者とは、短時間労働者（パートタイム労働者）以外の労働者をいう。

注2：短時間労働者（パートタイム労働者）とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

注3：一般労働者の1時間当たり所定内給与とは、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。「一般労働者の1時間当たり所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数」

注4：短時間労働者（パートタイム労働者）の1時間当たり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

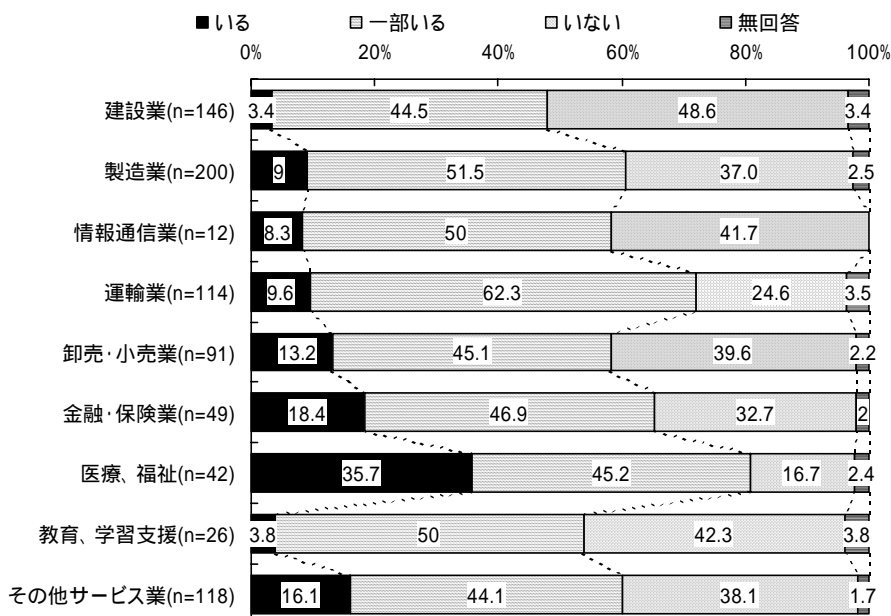
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

3 正社員と同じ仕事に従事する非正社員

正社員と同じ仕事に従事する非正社員の割合をみると、「一部いる」と答えた企業は4割を超えており、医療、福祉系では「多数いる」が3割を超えている。非正社員は自分の賃金を正社員と比較した場合、男女ともに半数以上が、「かなり低い」、「低い」と答えている。

図表 - 2 - 3 正社員と同じ仕事に従事する非正社員の割合と賃金(全国)

< 正社員の割合：事業所調査 >



注1：「多数いる」は事業所の従業員のうち半数以上いると回答した事業所。

注2：正社員・・・雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。

非正社員 契約社員・・・特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

嘱託社員・・・定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約した被雇用者。ただし、再雇用者であっても、他の就業形態に該当する場合は、そちらの形態に属する。

臨時的雇用者・・・臨時的に又は日々雇用されている者で、1か月以内の雇用期間の定めのある者。

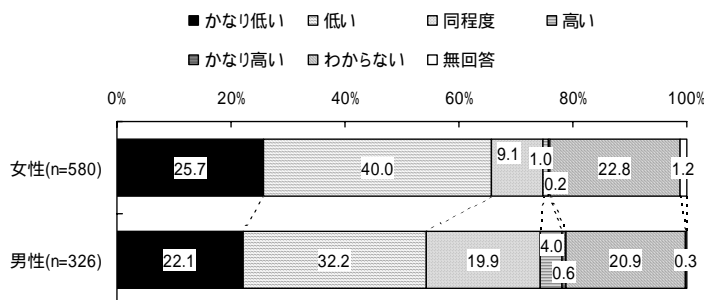
パートタイマー・・・雇用期間は1か月を超えるか又は定めがない者でパートタイマーその他これに類する名称で呼ばれる者。

派遣社員・・・「労働者派遣法」に基づく派遣先事務所から派遣された者。

職場内の請負社員・・・会社が契約した業務請負契約に基づき、雇用契約のある会社と異なる事業所等で就労する者。その他・・・上記以外の者。

注3：ここでの非正社員には、派遣社員と職場内請負社員は含まない。

< 正社員と比較した賃金：従業員（非正社員）調査 >



注：事業所内に自分とほとんど同じ仕事をしている正社員が「いる」と回答した者について集計。

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」(事業所調査及び従業員調査)平成18年